

## ふるさと美祢応援寄附金事業協力事業者募集要項

平成 27 年 11 月 1 日施行

### 1 目的

美祢市では、ふるさと美祢応援寄附金（以下「寄附」という。）事業の促進と美祢市（以下「市」という。）の魅力や地元特産品等のPR等を行なうため、市に寄附をされた市外在住の方へ、お礼として進呈する商品（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

### 2 応募の要件

協力事業者及び返礼品は、原則として下記の要件を全て満たすこと。ただし、市が協力事業者として適当でないとした場合や、返礼品として適当でないとした場合は、参加できないことがあります。

#### (1) 協力事業者

ア 市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する法人又はインターネット販売の実績が1年以上の事業者。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当しない法人

ウ 返礼品の発注等のため、下記要件を満たすパソコンを準備可能な法人。

(ア) インターネット、メール環境ができること。

(イ) セキュリティ対策をしていること。

#### (2) 返礼品

ア 下記のいずれかの基準を満たすもの

(ア) 市内で生産された農林業産品等。

(イ) 市内産の農林業産品等を原料に製造された商品。

(ウ) 市内の加工業者及び製造業者等により生産された商品。

(エ) 市内の宿泊、体験イベント等。

(オ) 市の地域活性化等に貢献できると特に認められるもの。

イ 市から依頼後、速やかに返礼品が発送できること。また、飲食物の場合は、寄附者に到着後5日程度の賞味期限が保証される返礼品であること。

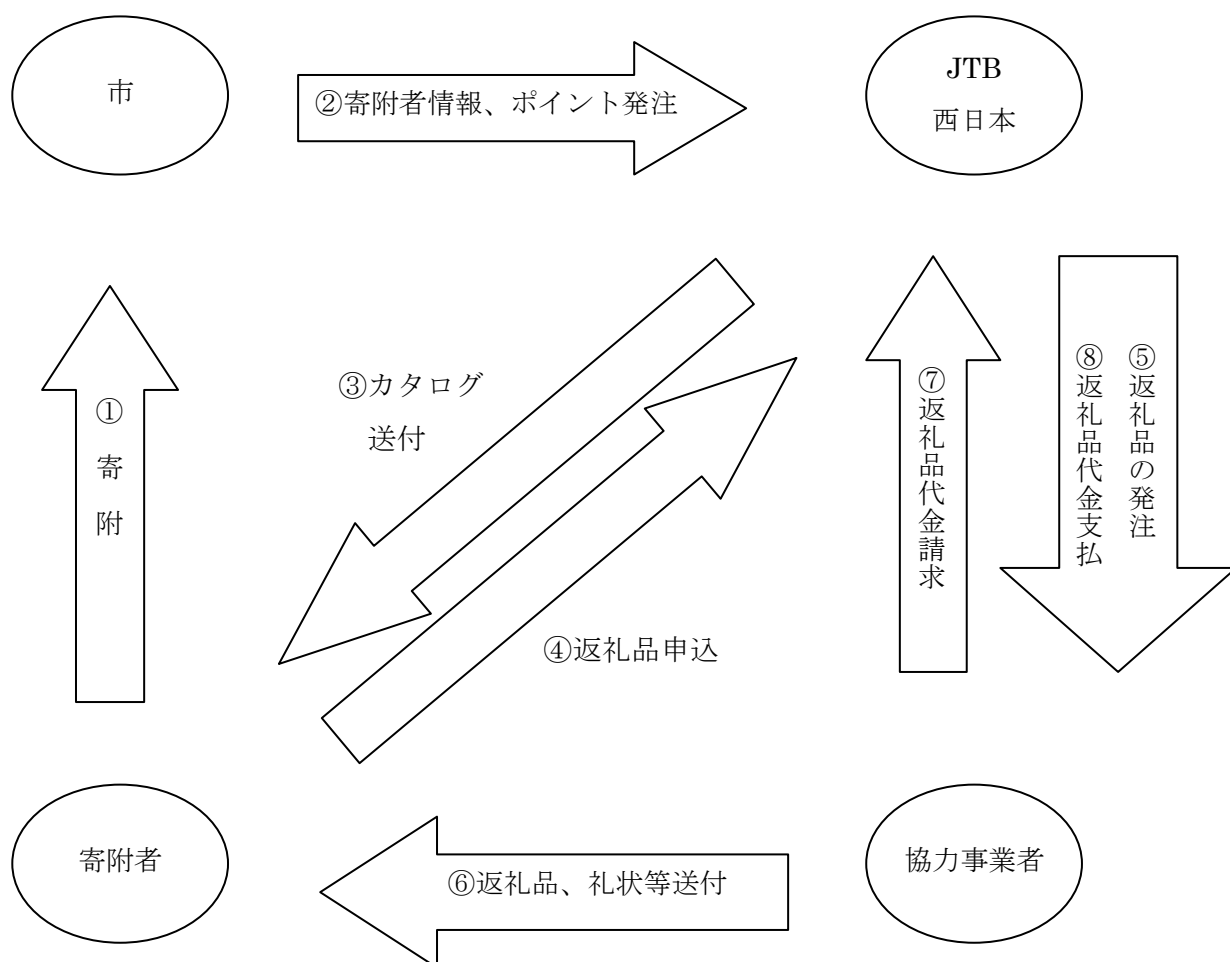
ウ 寄附者の需要が見込まれる返礼品であること。（6ヶ月以上注文のない返礼品は、原則として登録を取消します。）

### 3 返礼品発送の流れ

本事業は、現在「ポイント型カタログギフト」により実施しており、大まかな流れは下記のとおりとなっています。

※ 市及び JTB 西日本の業務について

- 市 : 申請受付、ポイント付与
- JTB 西日本 : 協力事業者との契約、返礼品情報のサイトへの登録、返礼品の写真撮影  
返礼品代金支払 (月締め)



### 4 募集期間

随時申込みの受け付けをします。

## 5 提出書類

応募に際し、提出を求める書類は、以下のとおりです。

	内容	様式	備考
1	ふるさと美祢応援寄附金事業 協力事業者申込書	様式 1	
2	事業者情報	様式 2	データ提出
3	返礼品リスト	資料 3	
4	返礼品写真データ (できるだけ高画質の写真複数枚)		
5	法人の登記事項証明書	—	
6	法人の会社案内	—	事業者のパンフレット等、 法人の活動内容が分かるもの
7	インターネット販売サイトの写し	-	法人でない場合
8	インターネット販売実績資料		
9	返礼品のカタログ (作成されている場合のみ提出)		

## 6 協力事業者の決定

申込内容や協力事業者の活動状況等を総合的に判断して、協力事業者を決定し、その結果を当該申込協力事業者へ連絡します。

## 7 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取り扱いについて、美祢市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※ 市から提供した寄附者等の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。

## 8 その他留意事項

(1) 協力事業者は、あらかじめ申込みした返礼品を変更・辞退する場合や、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市及び JTB 西日本へ報告するものとします。

(2) 協力事業者は、寄附者からの返礼品の対応するための問合せ窓口（電話及びメール）を設置することとします。

(3) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に

対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとし。また、返礼品等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

(4) 市は、申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を中止します。

(5) 市は、協力事業者と返礼品が本要領2「応募の要件」に定める要件に適合しなくなると認める場合、その登録を取り消します。

#### 9 過去3ケ年の寄附の推移（参考資料）

平成24年度          342名          4,500,000円

平成25年度          739名          8,647,000円

平成26年度          5,377名        87,677,000円

返礼品（送料込）は、寄附の概ね4割の金額となっております。

#### 10 申込・問合せ先

〒759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1

美祢市総合政策部企画政策課

TEL：0837-52-1112

FAX：0837-53-1959

e-Mail：[seisaku@city.mine.lg.jp](mailto:seisaku@city.mine.lg.jp)

#### 附 則

この要項は、平成27年12月1日から施行する。